

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。

必ず
この説明書を
最後までお読み
ください

ご不明な点は、ご遠慮なく代理店または
東京海上日動(以下「弊社」といいます)
までお問い合わせください。

ご契約者(①)と被保険者(②)が異なる
場合は、ご契約者から契約内容、本
説明書の内容を被保険者にご説明く
ださい。

契約概要の ご説明

この書面は、ご契約いただく保険の、特に重要な情報をご説明したものです。

! ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。
詳細については、保険約款やパンフレットをご参照ください。

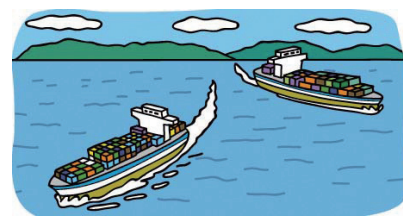


① 商品の仕組み

外航貨物海上保険は、国際輸送貨物の輸送中における海上危険(Marine Risks)や戦争危険(War Risks)およびストライキ等危険(S.R.C.C. Risks)による事故によって、貨物に生じた損害を補償します。

海上危険(Marine Risks)は、通常、英文保険証券とロンドン保険業者協会(現在のロンドン国際保険引受協会)で制定された協会貨物約款(Institute Cargo Clauses/以下「ICC」といいます。)にしたがって補償されます。その協会貨物約款のうち、弊社では2009年制定の新協会貨物約款を使用いたします。適用される基本的な保険条件(補償内容)は3つに分けられ、対象となる貨物や輸送方法に応じて取り決めております。

戦争・ストライキ等危険は上記の協会貨物約款に付帯される協会戦争約款、協会ストライキ(等)約款にしたがって補償されます。



新協会約款(2009年)の約款構成

新協会貨物約款

ICC(A)
1/1/09

ICC(B)
1/1/09

ICC(C)
1/1/09

+

新協会戦争約款 1/1/09

+

新協会ストライキ約款 1/1/09

※海上危険(Marine Risks)とは、輸送中における船舶の沈没・座礁、火災・衝突等の輸送用具の事故のリスク、暴風雨・落雷等の自然災害のリスク、荷卸時の破損・盗難等の人為的リスク等の総称です。

※戦争・ストライキ等危険(War & S.R.C.C. Risks)とは、輸送中の貨物が戦争によって損害を被るリスクや、労働者のストライキや暴動のリスクをいいます。

※主たる輸送用具として航空機が使用される場合にはICC(A)に対応する協会貨物約款(ICC(Air))を使用します。

※使用する輸送用具によって、「船舶」・「船」は、「航空機」等へ、輸送実態に応じて読み替えます。



用語
解説

①【契約者】.....

保険契約を締結される方のことです。保険契約成立後は、保険料を支払う義務等を負い、保険契約を解約する権利などを有します。

②【被保険者】.....

保険の補償を受けることができる方のことです。

② 期間建契約方式の仕組み

期間建契約は、被保険者の、保険契約期間内に危険開始した全ての輸送にかかわる外航貨物海上保険を包括的に弊社がお引受けする契約方式です。

被保険者が取り扱う貨物の全部、または貨物の種類や輸送区間等を特定したうえで、外航貨物海上保険の契約内容を事前に協定します。弊社は、協定された内容に基づいて、被保険者が取り扱う貨物にかかわる外航貨物海上保険を包括的に引受けします。

被保険者にとって、個々の船積み貨物の確定通知が遅れた場合でも、それが過失によるものである限りは、事前に協定された保険条件にしたがって損害が補償されるため、保険の補償漏れを防ぐことができます。

なお、貨物の金額や積載船舶等の輸送明細は、ご契約時に取り決めた期限までに弊社に確定通知いただきます。

期間建契約は、協会約款に保険料支払方法や保険情報の通知等にかかわる期間建契約特別約款を付帯してお引受けします。

③ 保険金をお支払いする主な場合

新協会約款(2009年)の基本保険条件

事故の種類	保険条件	ICC(A)+ War & S.R.C.C.	ICC(Air)+ War & S.R.C.C.	ICC(B)+ War & S.R.C.C.	ICC(C)+ War & S.R.C.C.
火災・爆発		○	○	○	○
船舶または艀の沈没・座礁		○	○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線		○	○	○	○
輸送用具の衝突		○	○	○	○
積込・荷卸の際の水没または落下による梱包1個毎の全損		○	○	○	●
海・湖・河川の水の輸送用具・保管場所等への浸入		○	○	○	●
地震・噴火・雷		○	○	○	●
共同海損(③)(分担額)		○	—	○	○
救助料		○	○	○	○
その他の損害 例:破損・まがり・へこみ・盗難・漏出・不足・汚染・混合等		○	○	●	●
戦争(宣戦の有無を問わない)、内乱、捕獲、だ捕		○	○	○	○
ストライキ(職場閉鎖を受けている労働者・労働紛争・暴動に加わっている者によるもの等)		○	○	○	○

○…お支払いの対象となります

●…お申出によりご契約いただけます特別約款(④)によりお支払いの対象とすることができます。なお、地震による火災は特別約款がない場合も補償対象となります。



③【共同海損】

船舶が事故に遭遇した際に発生する共同の危険を回避する目的で、故意かつ合理的に犠牲に供された物の損害や支出した費用を、船舶・貨物の所有者が共同して分担する制度をいいます。

④【特別約款】

普通保険約款に付帯し、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特別約款だけで契約することはできません。

④ お支払いする保険金

外航貨物海上保険でお支払いする保険金・費用の種類は、以下の通りです。

※詳細は「保険約款」でご確認ください。

(1) 貨物の損害に対する保険金	左表の「保険条件」で損害が補償されている「事故の種類」により貨物に生じた損害に対してお支払いする保険金。
(2) 共同海損(Ⓐ ³)・救助料	船舶の事故により共同海損(Ⓐ ³)となった場合や、救助料の負担を求められた場合に、運送契約・法律・慣習にしたがって被保険者が支払うべき費用・分担額に対してお支払いする保険金。
(3) 継搬費用	貨物または輸送用具の事故により、運送が途中で打ち切られた場合に、貨物を仕向地へ輸送するために適切かつ合理的に支出された費用(戦争・ストライキ等危険による場合を除きます。)
(4) その他保険金	場合に応じて補償されることがある双方過失衝突条項による責任額や損害防止費用等。

※保険金を海外にてお支払いする場合には、保険証券に記載された外貨によって保険金をお支払いします。

※保険金を日本国内でお支払いする場合には、円貨にてお支払いします。保険金額が外貨建の場合には、お支払保険金の額を協定した日(以下、「損害協定時」といいます)の前日における三菱UFJ銀行本店の電信売相場(TTS)の対顧客公表相場を換算率として適用し、円貨換算のうえお支払いします。

⑤ 支払限度額

以下の2つの支払限度額(Ⓐ⁵)を定めています。

一船舶(航空機)積み支払限度額	一船舶または一航空機に積み込まれた保険の対象に対して、弊社がお支払いする保険金の上限額。
一場所支払限度額	通常の輸送過程の中で一時的に保管される陸上倉庫内の貨物に、同一事故によって生じた損害に対して、弊社がお支払いする保険金の上限額。なお、地震については、連続72時間以内に生じた事故を一事象とみなして、保険金をお支払いします。

※支払限度額は、貨物の滅失または損傷および損害防止費用等の諸費用を合算した限度額となります。

※支払限度額を外貨建にてお取決めすることも可能です。

※円貨で支払限度額をお取決めした場合、保険金額が外貨建のお引受けであっても、支払限度額は円貨が適用されますのでご注意ください。

⑥ 保険金をお支払いしない主な場合

この保険の英文保険証券と協会約款でお支払いの対象としない主な損害・場合は以下の通りです。

- | | |
|---|---|
| (1) 腐敗、変質、錆等貨物固有の欠陥・性質による損害 | (9) 化学・生物・生物化学・電磁気兵器による損害 |
| (2) 被保険者が関与した荷造り・梱包・積付けが不完全であったことで生じた損害 | (10) 通常の輸送過程にあたらぬ保管期間中のテロによる損害 |
| (3) 航海、運送の遅延による損害 | (11) 被保険者がISMコード(Ⓐ ⁶)不適合の船舶と知りうる立場にありながら、そのような船舶で輸送された場合に生じた貨物の損害 |
| (4) 被保険者の故意・違法行為による損害 | (12) 保険のお引受けや保険金のお支払い等により保険者が国際連合他の定める制裁等を受ける可能性がある場合 |
| (5) 間接損害(違約金、慰謝料等) | 等 |
| (6) 陸上輸送中・保管中の戦争危険による損害 | ※ここでは主な場合のみを記載しております。免責事由は特別約款の種類等によって異なりますので、詳細は「保険約款」でご確認ください。 |
| (7) 通関時の検疫の結果、政府機関によって輸入不許可となった場合の損害 | |
| (8) 原子力危険による損害 | |

Ⓐ⁵【支払限度額】

弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

Ⓐ⁶【ISMコード】

International Safety Management Code for the Safe Operation of Ships and for Pollution Preventionの略であり、国際航路を航行する外航船の運航管理者に安全航海の管理能力の向上を求めた基準です。

用語
解説

⑦ 付帯される特別約款とその概要

英文保険証券と協会約款に加え、期間建契約において付帯される特別約款⁽⁴⁾は以下の通りです。お引受けする貨物によって適用される約款が異なりますので、ご注意ください。

1. 全貨物に適用される特別約款(自動セット)

- ・ **期間建契約特別約款**
期間建契約方式にてお引受けする場合の各種規定を定めた特別約款です。
- ・ **Institute Radioactive Contamination, Chemical, Biological, Bio-Chemical and Electromagnetic Weapons Exclusion Clause (協会放射能汚染、化学兵器、生物兵器、生物化学兵器および電磁気兵器免責約款)**
放射能汚染や化学兵器、生物兵器、生物化学兵器、電磁気兵器による損害は、輸送中・保管中問わず保険金のお支払いができない旨を定めた特別約款です。
- ・ **Termination of Transit Clause(Terrorism)2009 (被保険輸送終了条項(テロリズム)2009)**
テロ危険の担保期間を「通常の輸送過程⁽⁷⁾」に限定し、それ以外の期間については保険金のお支払いができない旨を定めた特別約款です。
- ・ **Wild Fauna and Flora Clause(野生動植物約款)**
ワシントン条約および同条約に応じて施行されている各国関連規則等によって指定されている動物については、生死にかかわらず、保険金のお支払いができない旨を定めた特別約款です。
- ・ **Cargo ISM Endorsement(貨物保険ISM特約)**
貨物が船舶へ積み込まれる時点で、被保険者がISMコード⁽⁶⁾に適合していることの証明を得ていない船舶で輸送されることを知っていた、または業務上知り得べきであった場合には、保険金のお支払いができない旨を定めた特別約款です。
- ・ **Institute Classification Clause(協会船級約款)**
優良な船舶(Approved Vessel)の資格を規定した特別約款です。外航貨物海上保険のお引受けをする際にご提示する保険料率は、優良な船舶の使用を前提としているため、本特約規定外の船舶にて貨物が輸送された場合には、割増保険料をいただく場合があります。
- ・ **Break-Up Vessel Clause(解体船約款)**
解体することが予定されている船舶に貨物が積載される場合には、保険条件・料率が変わる可能性がある旨を定めた特別約款です。
- ・ **Sanction Limitation and Exclusion Clause(制裁等に関する特別条項)**
保険のお引受けや保険金のお支払い等により保険者が国際連合決議、欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合衆国の定める制裁、禁止、制限等を受ける可能性がある場合には、保険のお引受けや保険金のお支払いまたはその他の利益提供を行わない旨を定めた特別条項です。
- ・ **Marine Cyber Endorsement (Applicable to shipments commencing on or after 1April2021) (サイバー攻撃危険免責特別約款)**
サイバー攻撃によって生じた損害は補償の対象外であることを明確化する特別約款です。

2. 輸入貨物にのみ適用される特別約款(自動セット)

- ・ **On-Deck Clause(甲板積約款)**
甲板積みにて輸送される貨物に限り、保険条件をICC(C)+波ざらい危険担保とする旨を定めた特別約款です^(*)。
- ・ **Open-Yard Storage Clause(野積約款)**
保険証券記載の陸揚港で野積保管される貨物について、野積保管中の保険条件をICC(C)とする旨を定めた特別約款です。
(*1)事前に弊社にご通知いただき、割増保険料をお支払いいただいた場合、または、原保険条件が「ICC(C)」の場合を除きます。

3. 貨物の種類によって適用される特別約款(自動セット)

- (a) 機械類
 - ・ **Institute Replacement Clause(協会機械修繕約款)**
機械類の損害査定時における修理費のてん補方式を定めた特別約款です。
- (b) 缶詰やビン商品類
 - ・ **Label Clause(ラベル約款)**
缶詰やビン商品のラベルにのみ損害が生じた場合は、ラベルの手直し費用、新しいラベルの費用および再貼り付けに要する費用のみをお支払いする旨を定めた特別約款です。
- (c) コンテナ貨物
 - ・ **Under Deck or On Deck Clause(艙内積または甲板積約款)**
コンテナ貨物については、運送人の裁量により甲板に積まれた場合に、船倉内に積まれた場合と同じ保険条件を適用する特別約款です。

4. 上記以外にも、任意で付帯可能な主な特別約款(オプション)

- ・ **Extended Transit Clause(延長運送約款)**
P.5「⑧(1)保険期間(保険の補償区間)」にてご説明する保険期間を延長する旨を定めた特別約款です。保険期間の延長日数および延長期間中の保険条件等については、お客様の物流実態に合わせて個別に設定します。
- ・ **Duty Clause(輸入税担保約款)**
貨物を輸入する際に課される関税に関して被る損害についてお支払いする特別約款です。
輸入税は輸入地で荷主に課されますが、輸送中に貨物が損害を被った状態で到着した場合等には、必ずしも損害の程度に応じて輸入税が減額されるとは限らないため、輸入税を保険の対象とすることがあります。
- ・ **Special Replacement Clause(Air Freight) (特別機械修繕約款(航空運賃))**
機械類について、船舶で輸送していた貨物に保険事故が発生し受損した場合、修理部品を航空機で輸送する際の費用を、貨物の損害と合算で保険金額⁽⁸⁾を限度にお支払いする特別約款です。
- ・ **Special Replacement Clause(Duty) (特別機械修繕約款(輸入税))**
機械類について、免税のために保険金額に関税が含まれないケースであっても、保険事故が発生し貨物が受損した場合、修理部品には関税が課されることがあります。その修理部品関税の支払いによる損害を、元の貨物の損害と合算で保険金額⁽⁸⁾を限度にお支払いする特別約款です。

等

※詳細は「保険証券」・「保険約款」でご確認ください。

期間建契約特別約款 Special Clause for Annual Policy 1/6/2021 等、自動セットされる特別約款に関しましては下記URLでご確認ください。

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/kamotsu/covenant/



※上記以外にも、お客様の物流実態に応じて特別約款をご検討することが可能です。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

⑧ 保険期間(保険の補償区間)と保険契約期間

この保険の保険期間(保険責任の始期と終期)と保険契約期間は次のとおりです。

(1) 保険期間(保険の補償区間)

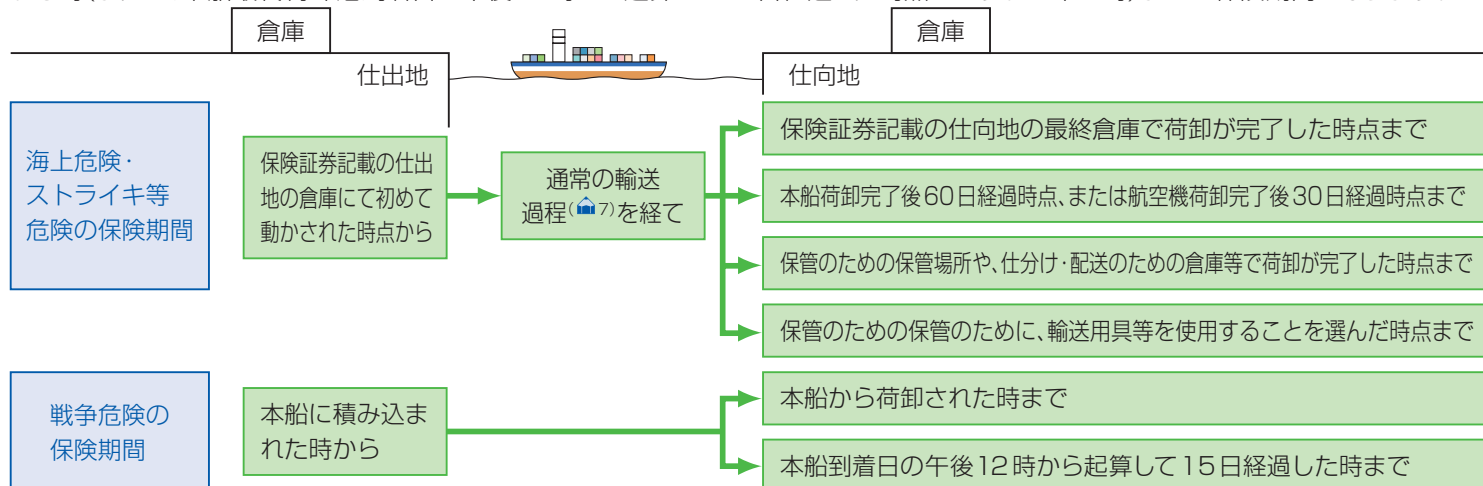
外航貨物海上保険の保険期間は、時間ではなく区間によって定められています。

新協会約款(2009年)では、海上危険・ストライキ等危険は貨物が保険証券記載の仕出地の倉庫・その他保管場所において、輸送の目的をもって初めて動かされた時から開始し、保険証券記載の仕向地にある最終倉庫・その他の保管場所で荷卸が完了した時に終了します^(※1)。

- なお、
- (1) 航洋本船からの荷卸完了後60日または航空機からの荷卸完了後30日を経過した場合
 - (2) 保管のための保管(通常の輸送過程上の一時保管以外の保管)または貨物の仕分け・配送のために、任意の倉庫または保管場所で荷卸が完了した場合
 - (3) 被保険者もしくはその使用人が、保管のための保管のため輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ場合には、たとえ仕向地の最終倉庫で荷卸が完了していなかったとしても、その時点で保険は終了します。

(※1)ただし、保険金のお支払いは、インコタームズ(Incoterms)^(※9)等、売買当事者間の取決めにより、被保険者が貨物の滅失・損傷に関する危険を負担すべき区間に事故が発生した場合に限られます。

一方で、戦争危険については、上記と異なり原則として貨物が陸上にある間の損害は補償されず、貨物を本船に積み込んだ時から荷卸される時(または、本船最終荷卸港到着日の午後12時から起算して15日経過した時点のいずれか早い時)までが保険期間となります。



(2) 保険契約期間

この保険の保険契約期間は原則として1年間です。

※保険契約期間外に危険開始した貨物に生じた損害に対しては、弊社は保険金を支払いません。

※実際にご契約いただくお客様の保険契約期間については、申込書等にてご確認ください。

⑨ 保険金額の設定について

ご契約いただく保険金額^(※8)の設定、保険の目的については、以下の点にご注意ください。

保険金額は、保険価額^(※10)と同額での付保を原則としており、CIF相当価額に希望利益などの10%を乗せたCIF相当価額×110%と協定して設定するのが通常です^(※2)。この保険価額を協定保険価額といい、このように保険価額の協定された保険証券を評価済保険証券と呼んでいます。

(※2)保険金額をFOB価額等に基づいて協定することも可能です。

⑩ 外貨建保険契約にかかわる為替変動の影響について

保険金額を外国通貨で表示する「外貨建保険契約」において、保険金を円貨でお受取りになりたい場合、保険金算出にあたって使用される為替換算レートは損害協定時のものになります。したがってご契約時における為替換算レートを使用して算出された円貨の保険金の額と、損害協定時の為替換算レートを使用して算出された実際に支払われる円貨の保険金の額とは、為替相場の変動により異なる可能性があり、場合によっては後者が前者を下回ることがありますのでご注意ください。

⑪ 保険料率の決定について

外航貨物海上保険の保険料率は、海上危険に対する保険料率である海上保険料率(Marine Rate)と、戦争・ストライキ等危険に対する戦争・ストライキ等保険料率(War & S.R.C.C.Rates)の2本建になっています。

Marine Rateについては、貨物の種類や性質、荷姿、保険条件、輸送用具、輸送区間・季節、貨物の積付け状態、各貨物の過去の保険お引受統計、被保険者ごとの保険損害率等を考慮して算出しています。

なお、積載船舶は重要な保険料率算出要素であり、Institute Classification Clause(協会船級約款)の定める優良な船舶に貨物が積載されることが料率算出の前提となっています。したがって、**条件を満たさない船舶に積載された貨物については、割増保険料率が適用されることがありますのでご注意ください。**

一方、War & S.R.C.C. Ratesについては、その時々政治・社会情勢によってリスクが大きく左右される場合があるため、**保険料率が変更になることがあります。本船の積地出帆日(航空機の場合は発送日)における保険料率が適用されますのでご注意ください。**

※9 【インコタームズ】

International Commercial Termsの略語。国際商業会議所(International Chamber of Commerce)が、貿易取引における運賃、保険料、リスク(損失責任)負担等、売主と買主の貿易契約における定型的な取引条件の統一解釈を図るために制定した国際規則です。任意規則であるため、強制力はありませんが、この規則に準拠している貿易取引が一般的です。

※10【保険価額】

保険の対象(目的)を金銭に評価した額であり、被保険者が被る可能性のある損害額の最高額となります。



用語
解説

12 輸送明細の通知

ご契約対象の貨物については、全ての船積みに関して、明細を通知していただきます。

ご通知いただく主な輸送明細

① 保険の対象(貨物) ② 保険価額⁽¹⁰⁾および保険金額⁽⁸⁾ ③ 輸送区間 ④ 積載船名および出帆日(航空機および離陸日)等

※輸送明細は原則として、1か月分をまとめてご通知いただきます。

※ご通知に誤り・漏れまたは遅延があってもご契約者に故意または重過失がない限り、弊社をご契約上の諸条件にしたがって保険金をお支払いします。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

13 保険料と払込み方法について

保険料は、保険金額に保険料率を乗じて算出されます。ただし、算出された保険料が一保険契約につき3,000円に満たない場合は、お支払いいただく保険料は3,000円となります。また、外貨建保険契約の場合は、通貨ごとに3,000円相当の最低保険料があります。

※保険料の払込み方法は、ご契約時に全額を払い込む「一時払」と複数の回数に分けて払い込む「分割払」とがあり、いずれの場合にも取決めに依りて遅滞なくお支払いいただきます。

※保険種類(特別約款の種類)、特約条項、ご契約内容によって、最低保険料が3,000円以外の金額の契約もありますので、詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

実際にご契約いただく具体的な保険料の額や、お選びいただける払込み方法等、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

14 保険料の確定精算

特別約款の種類やご契約内容によって保険期間終了後に「保険料の確定精算」が必要となります。確定精算の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 契約締結時

見込みの保険料算出基礎数字(輸送額等)に基づいて算出した保険料を「暫定保険料」として払い込みいただきます。

※暫定保険料についても⑬でご案内した「分割払」をご利用いただけます。

(2) 保険契約期間中

保険契約期間中の実績に基づき、確定の保険料算出基礎数字をご申告いただきます。

(3) 保険契約期間終了後

確定の保険料算出基礎数字に基づいて算出した「確定保険料」と既に払い込みいただいている「暫定保険料」との過不足を精算させていただきます(確定保険料が、契約締結時に定めた最低保険料を下回るときは、暫定保険料と最低保険料の差額を返還します。)

15 共同保険契約の場合について

共同保険契約の場合、各引受保険会社はそれぞれの分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に引受責任を負担します。弊社は幹事保険会社として、Co-insurance Clause(共同保険特別約款)に基づき、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払、その他の業務または事務を行っています。

16 ご契約内容の変更について

事前に協定されている保険条件・料率・その他の事項を変更する場合には、弊社が30日前に書面通知をすることで変更することができます。ただし、ご契約者・弊社が30日前の通知を要しないで合意した事項については、即日実施することもあります。

※戦争危険およびストライキ等危険は、保険会社または被保険者のいずれかによる7日前の通知を持って解約⁽¹¹⁾・解除⁽¹²⁾できます。

(米国向けあるいは米国からの輸送の場合のストライキ等危険は48時間前となります)

※ご契約の変更内容は、効力を発する前に輸送が開始した貨物には適用されません。

17 包括契約の解約・解除について

ご契約の解約⁽¹¹⁾・解除⁽¹²⁾は、ご契約者または弊社のいずれか一方が、相手方に対して30日前の書面通知をもって行うことができます。

※包括契約の解約・解除は、効力が発生する前に輸送が開始した貨物には適用されません。

※ご契約を解約される場合は、代理店または弊社までご連絡ください。

18 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。



11【解約】
保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。



12【解除】
弊社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

⑱ 解約返れい金

ご契約者⁽¹⁾によるご契約の解約⁽¹¹⁾時に解約返れい金をお支払いする場合があります。

※ご契約を解約される場合は、代理店または弊社までご連絡ください。

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は
お客様相談センターにて承ります。

 **0120-650-350**

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からのご利用になれます。

受付時間:

平日 午前9時～午後6時

土・日・祝日 午前9時～午後5時

(年末年始を除きます。)

◆一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

 **0570-022808**

〈通話料有料〉

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

※PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)内「マリンサイト」も併せてご参照ください。

注意喚起情報

この書面はお客様にとって不利益となる事項等、
特にご注意いただきたい情報をご説明したものです。

! ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。
詳細は、「保険約款」でご確認ください。

詳しくは代理店
または弊社まで
お問い合わせください。



① クーリングオフ⁽¹³⁾について

お客様が営業または事業のために締結する保険契約や、保険契約期間が1年以下の保険契約については、クーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

※ご契約の保険がクーリングオフの対象であるか判断に迷われる場合や、実際のクーリングオフ手続きについては、弊社までお問い合わせください(クーリングオフが可能な期間は、ご契約の申込日または本書類の受領日いずれか遅い日から8日を経過するまでです。)

② 告知義務について

申込書等に記載いただく事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除⁽¹²⁾し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には告知受領権があります。

③ 通知義務⁽¹⁴⁾

ご契約後に下記の変更等が生じるときは、すみやかにご契約の代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険証券に記載された事項を変更するとき
- ご契約の後、危険の著しい変更または増加があるとき
- 貨物が証券記載以外の輸送用具に積み込まれる(輸送方法で運ばれる)場合

※ご契約者⁽¹⁾の住所等を変更される場合にも代理店または弊社にご通知下さい。ご通知がないと重要なお知らせやご案内ができません。

④ 保険証券等の記載事項について

本お申込書にしたがい発行する保険証券等では、下記事項の記載を省略いたします。

- 保険契約者の氏名または名称
- 保険料およびその支払いの方法
- 本保険契約を締結した年月日
- 弊社代表者の署名・記名押印(代表者の委嘱を受けた者の署名を記載いたします)
- 保険法第29条第1項第1号にかかわる通知事項

※本お申込書にしたがい発行する保険証券等にもとづいて保険内容を確定するためのPolicy、Certificateは、保険法第6条第1項の規定にもとづき交付する書面には該当しません。

⑤ 事故が起こったときの手続き

保険期間内の事故により貨物に損害が発生した場合は、以下の事項についてすみやかに弊社(もしくは代理店)または保険証券記載の弊社Claim Agent⁽¹⁵⁾までご連絡ください。また、船会社・航空会社等の運送人に対しては遅滞なく書面による事故通知(Notice of Claim)をご提出ください。これは後日お客様に代わって弊社が運送人に求償する際に必要となる書類です。

ご連絡いただく主な内容

- (1) 保険証券番号 (2) 事故の内容(事故状況、貨物の明細、損傷状況、輸送船舶名等) (3) 損傷貨物の保管場所
(4) その他(弊社より必要に応じてお聞きします。)

⑥ 残存物の取扱いについて

保険金をお支払いした受損貨物における権利につきましては、弊社にて取得するか否かを選択させていただきます。

用語
解説

13【クーリングオフ】.....
クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。

14【通知義務】.....
ご契約後、変更が生じた場合に、ご契約者⁽¹⁾または被保険者⁽²⁾が保険会社に連絡する義務のことをいいます。

15【Claim Agent】.....
輸出・三国間取引の場合、海外で保険事故が発生した際に保険金をお支払いするサービスのため、弊社が世界各地で業務委託している損害調査専門の代理店のことをいいます。

⑦ 期間建契約の責任開始

期間建契約は、保険契約期間内に危険開始する貨物が対象となります。

※保険契約期間内に発生した事故であっても、保険契約期間外に危険開始した貨物については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

⑧ 保険金をお支払いしない主な場合

この保険では、直接・間接を問わず、次の損害・場合については、保険金をお支払いしません。

- | | |
|---|---|
| (1) 腐敗、変質、錆等貨物固有の欠陥・性質による損害 | (7) 通関時の検疫の結果、政府機関によって輸入不許可となった場合の損害 |
| (2) 被保険者が関与した荷造り・梱包・積付けが不完全であったことで生じた損害 | (8) 原子力危険による損害 |
| (3) 航海、運送の遅延による損害 | (9) 化学・生物・生物化学・電磁気兵器による損害 |
| (4) 被保険者の故意・違法行為による損害 | (10) 通常の輸送過程にあたらぬ保管期間中のテロによる損害 |
| (5) 間接損害(違約金、慰謝料等) | (11) 被保険者がISMコード(🚢 ⁶)不適合の船舶と知りうる立場にありながら、そのような船舶で輸送された場合に生じた貨物の損害 |
| (6) 陸上輸送中・保管中の戦争危険による損害 | (12) 保険のお引受けや保険金のお支払い等により保険者が国際連合他の定める制裁等を受ける可能性がある場合 |

等

※ここでは主な場合のみを記載しております。免責事由は特別約款の種類等によって異なりますので、詳細は「保険約款」でご確認ください。

⑨ 保険料についての注意点

保険料は、取決めに応じて遅滞なくお支払いいただきます。

⑩ 解約・解除と解約返れい金

ご契約の解約(🏠¹¹)・解除(🏠¹²)は、ご契約者または弊社のいずれか一方が、相手方に対して30日前の書面通知をもって行うことができます。また、解約返れい金をお支払いする場合があります。

※ご契約を解約される場合は、代理店または弊社までご連絡ください。

※返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計より少ない金額となりますので、ご注意ください。

※ご契約の内容や解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。

⑪ 共同保険契約について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

⑫ 先取特権

賠償責任を担保する特約を付帯する契約において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

13 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

※なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者^(注1)が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人*1)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%)まで補償されます。

(*1) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

14 その他

※適正に譲渡した場合を除き、保険証券類は大切に保管してください。

※弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

※この保険契約と重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されますのでご注意ください。

個人情報の取扱いに関するご案内

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・

ご相談等はお客様相談センターにて承ります。



0120-650-350

受付時間:

平日 午前9時～午後6時

土・日・祝日 午前9時～午後5時

(年末年始を除きます。)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からのご利用になれます。

事故のご報告・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ



0120-575-110

(マリン専用ダイヤル)

受付時間:24時間365日

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からのご利用になれます。

◆一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808
(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

※PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。